

議案第11号

市長等の給料の特例に関する条例の制定について
市長等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和5年6月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

市長等の給料の特例に関する条例

市長及び副市長に係る令和5年7月1日から同月31日までの間の給料の月額は、市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第22号）第2条の規定にかかわらず、同条に定める給料の月額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、令和5年7月31日限り、その効力を失う。